

第3章 市民参加による安全・安心なまちづくりの推進

第1節 はじめに

市民の自主的な防犯活動は、ここ数年の間で、急速に活発になっており、また、同じ期間に、主要な街頭犯罪の認知件数が減少している（但し依然として高水準）（別紙4）ため、市民の自主的な防犯活動が、街頭犯罪の抑止に効果があると考えられる。

また、地域コミュニティが脆弱な大都市部において、地域を主体とした自主防犯活動は、参加者同士の交流を通じて、コミュニティ再生の契機となり、地域での問題解決能力を向上させることも期待されている。

このような市民の自主的な活動を軸に、市区行政・警察・道府県・学校・防犯協会・民間事業者等の関係各組織が連携して地域の防犯力の強化に取り組むことで、犯罪が発生しにくい（＝安全で）、市民が犯罪の不安を感じることの少ない（＝安心な）まちづくりが進む（資料 - 1参照）と考えられる。

第2節 市民参加による安全・安心なまちづくりへの支援

市民の自主性を尊重しつつ、その活動を促していく支援を考えた場合、「人的支援」、「財政的・物的支援」、「情報提供（犯罪に関わる情報）」、「教育・啓発（防犯手法に関わる情報）」の4つの支援が考えられる。

1 自主防犯活動への人的支援

人的支援（人の支援）においては、支援を行う主体や支援のあり方という観点から、(1)市行政職員による自主防犯活動の支援、(2)専門業者に委託した自主防犯活動の支援、(3)市行政による自主防犯団体連携のための場づくり、の3つの形態にまとめることができる。

(1)市行政職員による自主防犯活動の支援

市民の行う自主防犯パトロール活動への同行・協力及び効果的な支援

1,000 団体単位で活動している市民の自主防犯団体に対し、対応できる市行政職員は限られている。現在の指定都市の防犯部門の体制は、本庁に数名から多くとも10名程度、各区役所で1名から10名程度（兼任も含む）であるので、特徴的な取組活動を抽出して同行し、活動現場における課題を把握し、効果的な支援に結びつけることが重要である。

市行政職員による独自の防犯パトロール活動の実施

自主防犯活動のみでは、繁華街・歓楽街や日中の住宅地など、市民が少ない地域・時間をカバーすることは難しい。そこで、行政の姿勢を市民に示し、自主防犯活動への士気を高めるためには、防犯ステッカー貼付車や青色回転灯装備の公用車による防犯パトロールなど注目を得やすい形態をとることも有効である。

(2) 専門業者に委託した自主防犯活動の支援

地域住民の自主防犯活動に専門業者を派遣し同行・協力及び効果的な支援

市民の自主防犯活動は、ここ数年以内に開始されたものが多く、パトロールに関する知識や技術を十分に持ち合わせていない場合もあるため、専門業者が同行することで、防犯ノウハウが自主防犯活動の担い手に伝達され、活動の質が向上するなどの効果が期待できる。

専門業者による直接のパトロール活動の実施

繁華街・歓楽街やオフィス街などは、他の地域と比べて居住者が少なく、また、凶悪犯罪が発生しやすい地域である。このような地域では、防犯パトロールを専門業者へ委託することも、防犯力の向上、リスクが高い地域での支援という観点から有効だと考えられている。

(3) 市行政による自主防犯団体連携のための場づくり

自主防犯活動への人的支援には、上記のような、自主防犯活動に直接関わるもの以外に、継続可能な組織運営に向けて、市行政が、ノウハウを提供したり、組織間の調整をする支援がある。

例えば、市行政が主催する防犯関係のイベントでは、日頃から防犯に取り組んでいる各団体等の活動内容の報告や課題解決手法を共有する機会を提供している。

また、市行政が開設するポータルサイト等では、後で述べる犯罪発生情報だけでなく、今後予定している各団体主催のイベントを関係者に幅広く情報発信し、自主防犯団体の連携強化に貢献している。

2 自主防犯活動への財政的・物的支援

財政的・物的支援として、(1)自主防犯活動立ち上げ時の支援、(2)自主防犯活動への恒常的な支援、(3)自主防犯活動の拠点施設の設置の例がある。

(1) 自主防犯活動立ち上げ時等の支援

自治防犯活動を実施する場合、通常、腕章や防犯器具等の物品が必要であり、この負担が重い場合には、市民に防犯活動への意欲がある場合でも、それが実現しない可能性がある。

このようなことから、活動開始時の物品（または物品購入費用）の支援では、市行政が支援物品リストを提示し、各団体が選んだ（所定の金額までの）物品を支給する方法や直接補助金を支給し、各団体で物品購入や保険費用に使用する方法がある。

こうした立ち上げ時の支援には、活動開始の障害を取り除き、自主防犯活動を活性化するという効果が期待できる。また、支援を通じて市民と行政との連携の強化につながることで、立ち上げ時の支援は、財政的な負担が限定的であり、限られた財源での高い効果を得られることが考えられる。

ただ、実際には、立ち上げ時の支援を行うことで、恒常的な支援を求められるのが実情である。

支援物品は、いずれ更新をする必要が出てくる。その場合、更新時の支援を求められる。あるいは、保険料のように毎年経費が発生するものの場合、補助期間を超えた支援を求められることも考えられる。支援実施の際に、十分に理解を得ることが極めて重要である。

(2) 自主防犯活動への恒常的な支援

立ち上げ時の士気を保ち、活動にかかる経済的負担等を軽減する恒常的な支援として、活動に際しての保険料を市行政が負担する事例がある。これは、物品・消耗品等の目に見える物の支援に比べ、行政への依存感覚は少なくなるものの、団体の自立を妨げないという利点がある。さらに、一括して保険契約を行うことで、個別団体で契約をする場合に比べると事務処理の効率化、コストの抑制を行いやすいという利点もある。

また、既存の補助金を統合し、防犯に限らずに地域組織に様々な補助活動メニューを提示し、地域住民が自主的にメニューを選択して補助を受けるといった事例もある。この方法は、地域の自主性を保ちながら、地域において必要とされている部分へ支援を効果的に行うことができる。

この他に、区協議会や防犯関係の各種協議会の運営費用を、自治体が負担している例もある。

複数の団体から構成される協議会への支援は、個々の団体への支援に比べ、財政負担増大の懸念が少ないものとなっている。

(3) 自主防犯活動の拠点施設の設置

自主防犯活動の拠点となる施設があれば、自主防犯活動の備品の保管や関係各会合の実施場所で困ることはなくなり、活動に際しての負担の軽減が期待できる。また、拠点施設の存在は、防犯活動の取組みを周知させ、さらなる活動の士気向上に貢献している。

拠点施設を新たに設置する場合には、土地・建物・設備等の大きなコストが発生し、自主防犯団体が防犯のみの目的で自ら拠点施設を設置し所有するのは難しいことから、その設置は、行政に期待されている。

しかし、全ての団体に対して拠点施設を提供することは難しく、また、光熱費等のランニングコストを誰が負担するのか課題がある。自主防犯活動の拠点施設の設置では、以下の2つの取組例がある。

廃止交番を地域の防犯拠点として活用

廃止交番等の使用しなくなった既存の公的施設を防犯拠点として改修し、自主防犯組織等の住民組織に提供する。光熱費等の維持管理費を誰が負担するかなどの課題もあるが、廃止交番等を防犯拠点として再生することが住民の犯罪への不安軽減に貢献している。

町内会館・自治会館等の住民組織の施設を防犯活動拠点に

町内会館・自治会館等の住民組織の施設を防犯活動拠点に位置づけることにより、施設整備等の新たなコストの発生を抑えながら、地域組織の活動の中に自主防犯活動を意識づけることができる。

3 自主防犯活動への情報提供

自主防犯活動へ提供される情報として、(1)犯罪発生情報と(2)「不審者」に関連する情報が考えられる。

(1) 犯罪発生情報の提供

自主防犯活動の担い手が必要としている情報は、日常的にパトロールしている地域、つまり居住地付近の身近な地域の情報であることから、行政区単位で身近な地域の犯罪発生情報を提供することが自主防犯活動の支援の中で重要な位置を占めている。

情報発信の手法としては、ホームページに犯罪情報を掲載する、1週間単位でFAXにて情報を町内会・自治会長に発信・地域の掲示板等に掲載するなど複数の媒体から幅広い情報提供が行われており、身近な地域での犯罪発生リスクの理解、実際の犯罪状況に応じた活動の実施、防犯意識の向上に貢献している。

一方、情報発信だけでなく、その活用もセットで考えることも重要である。例えば、特定地域で凶悪犯罪が発生したという情報を受け取った場合、自主防犯活動組織は何をするべきなのか。防犯パトロールを強化し、パトロール時に凶悪犯罪発生のアナウンスも一緒に行うのか、あるいは、凶悪犯罪の発生は警察に一任するとして、当該地域への外出を控える等の情報提供を行うのか、事前に検討をしておくことが必要である。

なお、行政区と警察署の管轄は、必ずしも一致しているとは限らず、行政区単位での犯罪発生情報の提供や、区域内での均一な情報発信が困難な場合がある。また、実際の犯罪発生情報は警察が保持しており、以前に比べると改善されているとはいえ、警察署・担当者の対応によって、情報提供の速度・量に大きな違いが出てくる場合もある。

そこで、当該地域の犯罪発生情報を第一に把握している所轄警察署と地域の住民組織、自主防犯活動団体等の窓口となっている区役所が連携を深め、誰が、どこに、どのように犯罪発生情報を発信するかを調整することが望ましい。

また、犯罪発生情報は、道府県警察本部から直接発信される広域的な情報もあるため、ホームページや電子メール等の電子媒体を使ったり、防災情報と連携するなど、できる限り多様な方法で効率的に情報発信を進め、日常生活の中で容易に犯罪発生に係る情報へアクセスできることが望ましい。

(2) 「不審者」情報の提供

既に発生した犯罪情報だけでなく、「不審者」に関連する情報を地域で共有することも、犯罪の予防には効果的である。

近年、子どもを巻き込んだ犯罪、声かけ事案なども各地で多々発生しており、子どもの安全確保という観点からも、「不審者」情報の提供・共有が必要となっている。

「不審者」情報は、犯罪情報と異なり、個人情報保護の観点や情報の精度といった観点から、警察をはじめ、地域住民と連携するなど、様々な形態で情報提供を受けて発信することが望ましい。

指定都市の中には、行政区や学校単位で、あらかじめ登録した市民や事業者からの「不審者」情報を集約し、情報発信している事例もある。また、情報発信の方法として、電子メールによる配信、ホームページへの掲載、コミュニティFM等を利用した発信、等がある。

なお、「不審者」と判断する明確な基準があるわけではなく、情報精度の確認を行わなければ、不正確な情報発信をしてしまう可能性があるため、情報発信の考え方について、地域全体で十分に共有することが重要である。

4 防犯に関する教育・啓発

自主防犯活動の担い手が、自主防犯活動の意義、効果的な実施方法、自主防犯活動に伴う様々な危険及びその対処方法などについて、十分に理解を深めるため、市行政や関係者が連携しながら教育・啓発活動が行われている。

例えば、公民館や民間団体（ガーディアンエンジェルス等）等と連携した防犯講座では、防犯活動の意義やリスク、手法等、基本的知識の講義が行なわれるとともに、防犯パトロールの実施研修も行なわれ、防犯パトロールを効果的に実施するポイント、青少年への声かけの方法、危険時の対処の方法が、実践的に学ばれている。

この他に、犯罪発生に関する正確な情報や犯罪に遭わないための方法、防犯活動の重要性を周知するため、広報紙やホームページ等を通じた広報活動が行われている。

また、防犯に関する啓発活動として、市区行政・警察・消防・自主防犯団体等が一堂に会する場を設定し、その中で積極的な自主防犯活動の担い手を表彰するという事例がある。

この場合、単に表彰だけではなく、先進的な活動の紹介等を組み合わせることによって、表彰を受けた団体の士気の向上だけではなく、情報の共有化を通じて、全市的に取組みが展開されることが期待できる。

5 行政の関与

人的支援、財政的・物的支援、情報提供、教育・啓発の観点から市民参加による安全・安心なまちづくりへの支援を考えた場合、防犯の担い手である地域住民活動の自主性を促進することがポイントである。

そのためには、自主防犯活動への同行や協議会の設置、財政的・物的支援の際の活動状況を把握するなど、自主防犯団体との日常的な接点を持つことが重要視されている。

また、市としての姿勢や市民・市区行政・警察・学校等の役割分担を明確にすることが必要であるため、基本計画や条例等の策定により市の方針として位置づけられることが望ましい。

第3節 様々な主体が連携した安全・安心まちづくりの推進

地域においては、様々な団体、集団が存在している。

安全・安心まちづくりに向けては、それら主体の活動力を上手く組み合わせ、効果的に力を発揮することができるよう留意が必要である。

1 市民・事業者・関係団体との連携

(1)関係者の集う協議会の設置、関係者全体の連携

自主防犯活動団体を集めた情報交換会や関係者が一堂に会する協議会は、定期的開催されることが多く、先進的な事例や課題の解決方法の共有、各団体に期待されている役割の確認、士気の向上などに貢献している。

また、地域住民、警察、消防など関係者が集う協議会は、地区内の関係組織を市区協議会の中に位置づけられるなど、地域の実情に応じて工夫され、関係者による幅広いネットワークが構築されている。

なお、こうした防犯関係の協議会は、既に防犯協会等で組織化されている場合もある。その場合、新たに市行政で協議会を設置すると、「屋上屋を架すのか」という批判が挙がり、自主防犯活動等の士気が下がる懸念があるため十分な調整が必要である。

(2)防犯協会との連携

警察との関係が強く、長く活動をしてきた防犯協会には、様々なノウハウが蓄積されており、防犯協会との連携を深めることによって、こうしたノウハウをより効果的に活用することが望ましい。

区役所と防犯協会の共同による防犯講座を通じて相互の連携体制を構築したり、防犯協会の保険制度を市行政が活用するなど防犯施策に効果を上げている事例がある一方、市行政との連携が弱く、その活動をほとんど把握していなかったり、区役所による防犯関連の活動との線引きが困難な場合もある。

(3)道府県行政との連携

多くの道府県で、防犯担当部署による防犯講座の実施、自主防犯団体への支援が行われている。一方で、市行政でもここ数年の間に防犯担当部署が設立され、自主防犯団体等と連携を行い、支援や教育・啓発活動を行っている。

こうした状況において、二重行政を防ぎ、効果的な防犯施策を推進するためにも、市行政が道府県の防犯担当部署と連携し、互いの役割分担を明確にして事業の重複を避けた防犯行政を行うことが望ましい。

2 市行政と警察との連携

警察の有する専門的な情報やネットワークを活用するため、市行政と道府県警本部・市警察部では、以下のような方法で連携を深め、情報・人事交流等が行われている。

(1)市行政と道府県警本部・市警察部との連携

市行政・道府県警幹部の定期的会合の実施

道府県警本部の生活安全担当部署と市行政の防犯部署の責任者の定期的な会合の実施や、協議会での幹部の情報交換がなされている。これにより、警察・行政の双方の方針、役割の確認や、責任者レベルの顔の見える関係の構築ができるようになり、犯罪発生時等の迅速な対応に効果が期待できる。

市行政・道府県警担当者の日常的情報交換

道府県警本部の生活安全担当部署と市行政防犯担当部署の職員が、日常的に情報交換を行い、協力関係を構築することで、連携が円滑になり、緊急時の迅速な対応に効果が期待できる。

道府県警から市行政への各種情報提供

道府県警本部の持つ市域の犯罪発生等の情報を市行政へと伝達し、市行政が防災情報とともに電子メールで市民に配信している事例もある。

現職警察官の市行政への出向

市行政の防犯担当部署に、現職警察官が出向することにより、市行政と警察の相互理解、警察の持つ専門的知識活用等の効果が期待できる。また、市行政が警察に依頼をする際に適切な部署の紹介を行うなどの窓口として活躍することも期待できる。

市行政から道府県警への派遣

市行政の担当職員を道府県警に派遣することも、市行政と警察の連携を深めるうえで有効な手段となっている。特に、派遣により得られる道府県警の情報や幅広いネットワークを、市行政が主体となって、個々の取組みに反映させることが望ましい。

退職警察官の市行政防犯部署への転出・協力

退職警察官を嘱託職員等の身分で市行政の防犯担当部署に配置し、防犯講座の実施時の講師として派遣すること等により、警察の持つ防犯のノウハウを市行政が有効に活用する効果が期待できる。

(2)市行政と所轄警察署との連携

道府県警察本部は、市域のみを管轄しているわけではなく、市警察部^{注2}の多くは市域の所轄警察署を取りまとめる機能を持っていないのが現状である。

市行政と所轄警察署の連携では、連絡会議等により、市行政防犯担当部署と各所轄警察署、市警察部、区行政の合同会議を実施しているケースがある。

この場合、所轄警察署間の方針や防犯情勢の差や市域全体での防犯施策の実施が課題になることが多い。市行政と警察が連携して防犯施策を進める場合でも、警察署によって制度運用が異なる場合もあり、また、市域を統括する部署が存在しないなど、市域内の格差を調整することが困難な場合もある。

(3)区役所と所轄警察署との連携

区役所が市民参加の安全・安心まちづくりを推進する場合、所轄警察署との連携が必要である。

これには、所轄警察署の情報提供に基づく区役所の犯罪情報発信、区役所実施の防犯教室への警察署員の講師派遣、区運営の防犯協議会への所轄警察署の参加、区職員・所轄警察署担当者の日常的な交流等が考えられる。

なお、区行政の管轄地域と所轄警察署の管轄地域が一致しない場合がある。この場合、区での犯罪統計等を発信する際には、複数の警察署と調整を要するなどの対応が必要となっている。

3 市行政内部の連携

市行政内部においては、「防犯は警察」という意識が根強く残っている場合がある。犯罪を抑止するインフラ整備、子どもへの防犯教育など市民参加での安全・安心まちづくりの推進にあたっては、防犯担当以外の部署の防犯施策との調整が必要となっている。

そのためには、防犯に関する基本計画等の策定、周知、幹部会議等での防犯活動の周知、防犯関係の各種協議会への都市計画・建設部門等の参加、不当要求排除研修時の防犯教育の実施等を通じて、各部署が防犯に関する当事者意識を持ち、市行政全体として防犯施策を進めることが必要である

注2 警察法

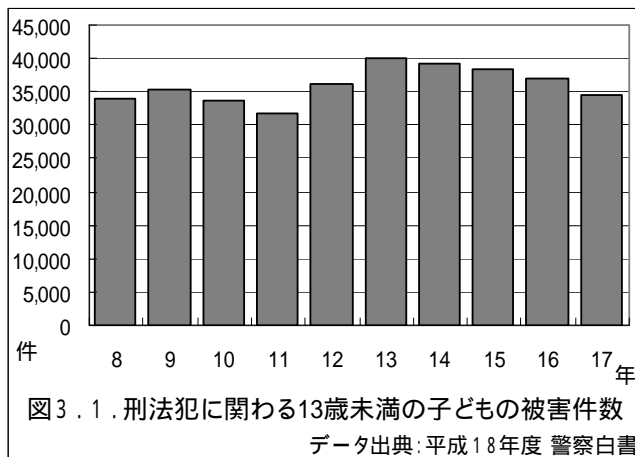
(市警察部)

第五十二条 指定市の区域内における道府県警察本部の事務を分掌させるため、当該指定市の区域に市警察部を置く。

2 市警察部に、部長を置く。

3 市警察部長は、市警察部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、市警察部の所属の警察職員を指揮監督する。

第4節 子どもの安全・安心の確保



市民参加の安全・安心まちづくりの中で、最近では、子どもの安全・安心確保への関心が高まっている。例えば、平成14年以降、刑法犯に関わる13歳未満の子どもの被害件数は減少の傾向にある。一方で、平成14年以降も依然として子どもを巻き込んだ凶悪犯罪が発生している。(図3.1)

特に、広島市では、平成17年11月の女子児童の殺害事件を受けて、こうした悲惨な事件を二度と発生させないとの決意のもと、「児童生徒の登下校の方法」、「通学路の

点検・見直し」、「不審者情報の収集・提供」、「児童生徒の自己防衛意識の高揚」、「公園・遊び場における安全対策」、「子どもを守るまちづくり」の6項目で、全庁を挙げて積極的に検討を重ね、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを全市域で推進している。

一方、子どもの安全・安心の確保では、個別組織による取組みが先行しているものの、各組織間の連携が弱く、非効率的な状況となっている場合もあり、保護者、地域、学校、行政等の役割分担を明確にしながら、より効率的・効果的な子どもの安全・安心確保の仕組みづくりを行うことが必要となっている。(資料 - 1)

1 市行政による取組み

子どもの安全・安心の確保では、他組織の活動も見据えながら、市行政が単独でできることは、積極的に実施することが望ましい。

例えば、公園緑地等について、子どもの安全の視点に重点を置いた点検結果を分析し、死角の有無などの評価に関する統一的な考え方、施設全体の安全性についての客観的な評価の方法を定めたガイドラインを作成し、地域の人々の目が公園に集まり、公園で遊ぶ子どもにとって安全な環境を提供している事例がある。

また、子どもの防犯力を高めるために、学校教育に「防犯」を位置づけることも有効な方法と考えられる。

2 保護者・地域・学校等と連携した取組み

子どもの安全・安心の確保の取組みは、保護者・地域・学校等の関係各組織とも連携して行うことが望ましい。

例えば、子どもを地域全体で守っていく体制づくりを継続するため、「子ども安全の日」を制定し、定期的に、子どもの安全を考える普及啓発に市行政が率先して取り組むとともに、公用車に防犯ステッカーを貼り付け、移動の際に子どもを見守る活動が実施されている。また、自主防犯活動支援の一環として、小学校への警備員配置の増員や、子どもに関わる事件調査からどのような犯罪に子どもが遭遇しやすく、その対策として何が必要なのか分析し、防犯教室、教職員研修などで周知させたりする取組みが行われている。

さらに、警察官OBを地域学校安全指導員に委嘱し、区ごとに担当を決め、全小学校を定期的に巡回し、学校安全上の問題点の分析と対応策の指導、学校安全ガードボランティアへの指導などを行っている事例や、モデル地区を指定し、警察署やPTA、地域団体と協議しながら、子どもの安全に関する実践的取り組みを実施したり、全小学校で登下校時に児童がひとりになる区間を確認し、安全な登下校方法を検討・実施したり、また、登校時の8時と下校時の3時以降を中心に、散歩や買い物などの際に多くの市民が腕章などを着用して子どもの見守り活動を行っている事例もある。

これらの取り組みは、各小学校が中心となって、地域の実情に応じて推進されているため、小学校ごとに設置する保護者・地域団体等と連絡調整・協議する場の設定及びその活性化、各地域で行われている取組情報の共有化が必要とされている。

第5節 まとめ

今後も地域防犯力の向上には、市民参加による安全・安心なまちづくりが重要となっている。

市民参加による安全・安心なまちづくりは、市民の自主的な取り組みを軸として行われることが基本であり、市行政をはじめとする関係各団体が支援することで、自立性を損なうことなく継続的に、効果的に推進することが望ましい。

一方、地域には既に警察が中心となった取り組み（資料 - 2）が根付いており、市行政が取り組みを始める場合には、事前の調整が必要である。また、市行政には、市としての「安全・安心まちづくり」推進の立場を明確に示しながら、市の施策全般に防犯の観点を内在化し、市民の防犯への関心を高めることが求められている。

このようなことを踏まえ、市民参加による安全・安心なまちづくりでは、日常的に市民と接する機会の多い市行政を中心に、警察、道府県、学校などの関係各団体が連携を深め、地域が一体となった施策を進めていくべきである。